

医 政 第 5 4 2 号
令和 8 年 9 月 1 6 日

(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科技工士会長

} 殿

岡山県保健医療部長

新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所
番号の付与の方針について

平素より、本県の保健医療行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 63 号）が令和 8 年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、厚生労働省より、新規及び既存の歯科技工所に対して全国一律の体系に基づく「歯科技工所番号」を付与する方針が示されました。

これを受け、本県においても、岡山市及び倉敷市内に所在する施設を除く、県保健所管内の歯科技工所に対して歯科技工所番号を付与し、通知することとしております。

つきましては、本制度の趣旨および内容についてご理解を賜りますとともに、貴会会員の皆様への周知について特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/1056855.html>